

産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金(特措法) 25年度改要求額 285百万円

不法投棄等への対策

既に発生した不法投棄への対策

- 不法投棄等については、行為者が生活環境保全上の支障を除去するため、原状回復を行うことが原則。
- 行為者が不明あるいは資力がない場合には、都道府県等が代執行により支障除去事業を実施。都道府県等の要請があれば財政支援を実施。

未然防止策(パトロール等)別途予算措置

特に大規模不法投棄等事案について、地域住民の安全・安心のために早急な対策が必要。

産廃特措法に基づく支援(平成10年6月16日以前の不法投棄等事案が対象※)

○産廃特措法は、平成24年度まで10年間の限時法として立法措置→平成34年度まで 期限を延長する改正法が平成24年8月10日に成立。

※平成10年6月17日以降の不法投棄等事案については別途の財政支援措置

○各都道府県等が実施する廃棄物の処理事業等へ財政支援。

○有害産業廃棄物 1/2補助 その他の産業廃棄物 1/3補助。

補助対象者＝都道府県、廃棄物処理法上の政令市